

2025年3月28日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 塩 田 徹
(コード：3185 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 今 浦 史 尊
(TEL. 072-761-9293)

**親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結
及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ**

当社は、2025年3月28日の取締役会におきまして、当社、RIZAP グループ株式会社（以下「親会社」という。）、ナラカミーチェジャパン株式会社（以下「ナラカミーチェジャパン」という。）及び株式会社トレセンテ（以下「トレセンテ」という。）は、2024年3月29日に開示した「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」に基づき、以下の極度貸付約定書（以下「本件極度貸付契約①～④」）について、極度貸付約定書の一部変更契約（約定期限の延長）を締結することについて決議いたしました。

また、当社、親会社及びナラカミーチェジャパンは、ナラカミーチェジャパンが当社に対して負担する下記債務（以下「債務①」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約書（以下「連帯保証①」という。）を締結することと、当社、親会社及びトレセンテは、トレセンテが当社に対して負担する下記債務（以下「債務②」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約書（以下「連帯保証②」という。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資金の借入及び連帯保証契約の理由

2024年3月29日付「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が親会社から資金の借入を実行し、ナラカミーチェジャパン及びトレセンテ（以下「子会社ら」という。）に対して資金の貸付を実行いたしております。本件極度貸付契約①～④の約定期限の延長により、当社は引き続き資金調達を継続し、子会社らへの資金供給を行うことが可能となります。

また、連帯保証契約の締結により、万が一子会社らが債務不履行に陥った場合においても、子会社らは当社の100%子会社であり、その債務不履行の可能性とリスクについて、子会社らが当社に対して負担する債務について、親会社が連帯して保証することにより、当社としての損害を最小限に抑えられることから、連帯保証契約を締結することといたしました。

2. 契約の内容

(1) 極度貸付約定（本件契約①借入）の内容

- ① 契約相手 RIZAPグループ株式会社（貸主）
- ② 極 度 額 金 1,100,000,000円
- ③ 契約締結日 2025年3月28日
- ④ 約 定 期 限 2026年3月31日
- ⑤ 金 利 年5.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑥ 返 済 方 法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑦ 損 害 金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

(2) 極度貸付約定（本件契約②貸付）の内容

- ① 契約相手 RIZAPグループ株式会社（借主）
- ② 極 度 額 金 300,000,000円
- ③ 契約締結日 2025年3月28日
- ④ 約 定 期 限 2026年3月31日
- ⑤ 金 利 年8.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑥ 返 済 方 法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑦ 損 害 金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

(3) 極度貸付約定（本件契約③貸付または債務①）の内容

- ① 契約相手 ナラカミーチェジャパン株式会社（借主）
- ② 極 度 額 金 300,000,000円
- ③ 契約締結日 2025年3月28日
- ④ 約 定 期 限 2026年3月31日
- ⑤ 金 利 年5.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑥ 返 済 方 法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑦ 損 害 金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

(4) 極度貸付約定（本件契約④貸付または債務②）の内容

- ① 契約相手 株式会社トレセンテ（借主）
- ② 極 度 額 金 400,000,000円
- ③ 契約締結日 2025年3月28日
- ④ 約 定 期 限 2026年3月31日
- ⑤ 金 利 年5.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑥ 返 済 方 法 返済期限に元利金を一括して返済する。
- ⑦ 損 害 金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。

(5) 連帯保証契約（連帯保証①）の内容

2025年3月28日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ①債 務 者 ナラカミーチェジャパン株式会社
- ②連帯保証人 RIZAPグループ株式会社
- ③元金残高 金 300,000,000円
- ④利 息 年5.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑤弁 済 期 2025年3月28日付極度貸付約定書のとおり

(6) 連帯保証契約（連帯保証②）の内容

2025年3月28日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ①債 務 者 株式会社トレセンテ
- ②連帯保証人 RIZAPグループ株式会社
- ③元金残高 金 400,000,000円
- ④利 息 年5.00%（計算方法は年365日の日割計算）
- ⑤弁 済 期 2025年3月28日付極度貸付約定書のとおり

3. 支配株主との取引に関する事項

本件契約①借入、本件契約②貸付、連帯保証①及び連帯保証②（以下「本件契約」という。）は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2024年7月1日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

本件契約においても、下記②記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、子会社らへの貸付については、2024年3月29日に「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」で開示しているとおり、その必要性についても認めております。また、親会社への貸付についても、当社が借入れる金利は5.0%に対し、貸付の金利は8.0%であり、当社の資金繰りを無視して貸付を求められるものではないという契約内容となっており、極度額での契約であることから親会社への機動的な貸付も可能となるため、「本件契約②貸付」についても合理的かつメリットがあると認めております。加えて、親会社からの借入については、第三者の金融機関からコベナント等の厳しい条件を付されることなく、親会社との間で機動的に借入を実行できることにはメリットがあると認めております。

また、子会社らが当社に対して負担する債務について、親会社が連帯保証することは、2024年4月23日に「親会社および連結子会社との連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」で開示しているとおり、当社にとって不利益は生じないことから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の独立役員である社外取締役 3 名（岡澤耕氏、古川純平氏、木谷倫之氏）からも下記③のと通りの意見を受領しております。

また、親会社の使用人である塩田代表取締役及び鈴木取締役は、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しないことにより、利益相反を回避しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2025年 3 月 28 日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役 3 名より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

- (1) 子会社らが債務不履行に陥った場合、当社の損害を最小限に抑えることができる点から、本件契約の必要性は認められる。
- (2) 本件契約①は、無担保で、1 年後に元金一括返済、借入利率 5.00% で、利率としては高利となる。もっとも、現時点においても第三者からの低利での借入が現実的ではないことからすると、本件契約①によって当社らが負担する金利が市場金利よりも高利であるとしても合理性はあると評価できる。また、当社は、第 3 者からの借入におけるコベナンツ（財務制限条項）に抵触している状況が続いていたことから、常に期限の利益喪失のリスクが残る状態が継続することになると予想される。さらに、コベナンツへ抵触しそれが継続した場合、第 3 者への説明及び交渉とそこに係る準備において一定コストが発生することも踏まえると、親会社からの借入の合理性も見られる。よって、本件契約を締結することにより当社は経済的な負担を過分に負うことなく、資金調達および貸付を円滑に進めることができる。よって、本件契約は当社にとって合理的であると認められる。
- (3) 公正性を担保するための措置として、独立役員である社外取締役 3 名からの意見入手を経たうえで、親会社からの借入及び子会社らへの貸付の必要性を十分に検討しており、貸付の必要性和合わせて本件契約の必要性を検討した上で、本件契約について合理的に判断を行っている認められ、利益相反を回避するための措置として、本契約の決定を行う取締役会の審議及び決議に、支配株主である貸付人の使用人であり当社代表取締役である塩田徹氏及び貸付人の使用人であり当社取締役である鈴木隆之氏は参加しないという措置も図っていることから、本件契約が少数株主にとって不利益なものではない。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

以 上